

「女性と若者が輝く企業」認定

広島市では、女性や若者に魅力ある職場づくりを積極的に進める
市内中小企業を認定しています



対象 広島市に本社・主な営業所を置く中小企業

認定メリット

- 🕒 **広島市が貴社をPRをします！** 市ホームページ等の広報物に掲載し、貴社を積極的にPRします。
- 🕒 **入札参加において有利！** 建設工事の競争入札参加資格の認定審査や総合評価競争入札で社会的評価項目に追加します。
- 🕒 **市の特別融資が受けれます！** 運転資金・設備資金として、男女共同参画・子育て支援資金制度の対象となります。
- 🕒 **無料で利用できる制度があります！** 中小企業支援センターの有料アドバイザー派遣の無料利用ができます。（1回のみ）

お申込・お問合せ先

広島市経済観光局雇用推進課

E-mail : koyou@city.hiroshima.lg.jp

TEL : 082-504-2244

FAX : 082-504-2259



参加資格

市内に本社または主たる事業所を有する中小企業
(中小企業基本法第2条で定める中小企業者及び小規模企業者)

※ただし、以下に該当する場合は除きます。

- ・暴力団員または暴力団関係者
- ・風俗営業等関係事業
- ・過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しまたは撤回(※1)を行った
- ・過去1年間に事業主都合による退職勧奨または解雇(※2)を行った
- ・労働関係法令に違反する重大な事実がある
- ・その他認定にふさわしくない行為があった

※1 取消しまたは撤回の対象となった者の責めに帰すべき理由によるものを除く

※2 労働者の責めに帰すべき理由によるものを除く



認定基準

1から3のいずれかの要件をみたす企業

① ユースエール認定企業で、働く女性支援の取組(※3)を行っている

② えるぼし認定企業であり、働く若者支援の取組(※4)を行っている

③ ユースエール認定企業とえるぼし認定企業の両方を受けている

※3 以下の①から④のいずれかを満たしていること

- ①一般事業主行動計画を策定していること
- ②女性の管理職が産業の平均値以上であること
- ③採用者数に男女の開きがないこと
- ④過去に広島市の男女共同参画推進事業者表彰を受けていること

※4 以下の①から③の全てを満たしていること

- ①正社員の時間外労働が月20時間以下で平均して60時間を超える社員が一人もないこと
- ②新卒者などの採用者数、離職者数、研修制度などを公表していること
- ③新卒者などの正社員の離職率が20%以下であるか、または、正社員の有給取得率が70%以上か平均10日以上であること



申請方法

① 右の二次元コードから様式をダウンロード



→ ② 必要事項を記入

→ ③ 当課へEメールまたは郵送で申請

認定企業のご紹介

株式会社ドコモCS中国
(電気通信事業)



フレックスタイム制度やリモートワーク制度を活用し、時間と場所に捉われない働き方を実践しています。時間外労働時間削減に向けた取り組みや、年次有給休暇取得促進を行う等、ワークインライフを推進し、メリハリのある働き方をしています。また、資格挑戦支援制度等、自律的なキャリア開発を支える仕組みを導入しています。

株式会社すぎはら
(自動車内装品製造業)



育児休業の取得対象となる女性の取得率は100%、有給休暇取得平均日数は13.6日(取得率73%)で仕事とプライベートを両立できる働きやすい職場環境です。また、新入社員一人一人に先輩のOJT担当者がつき、不安なく働けるように指導を行います。